



# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
鳥獣保護区の指定のための公聴会(五七八・自然保護課)	1

## 告 示

秋田県告示第五百七十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年秋田県規則第二十四号)第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十八年七月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 日時 平成十八年八月九日午前十時三十分
- (二)(一) 場所 大仙市大曲字上栄町十三番地六十二 仙北地域振興局第三会議室
- (四)(三) 案件 玉川鳥獣保護区の指定について
- 公聴会開催に関する問い合わせ先
- 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課
- (〇一八 八六〇 一六一三)
- 二 日時 平成十八年八月九日午後一時三十分
- (二)(一) 場所 横手市旭川一丁目三番地四十一 平鹿地域振興局第一会議室
- (四)(三) 案件 金峰山鳥獣保護区の指定について
- 公聴会開催に関する問い合わせ先
- 秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課
- (〇一八 八六〇 一六一三)

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六  
FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubarara@matsubararansetu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄